

京都市版地域DOTS事業（ど〜どすDOTS事業）実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第53条の14及び第53条の15並びに結核に関する特定感染症予防指針（平成19年厚生労働省告示第72号）第3の2に基づき、京都市版地域DOTS事業（以下「地域DOTS」という。）を実施することにより、治療脱落・中断を防止して結核患者を確実に治癒させるとともに、再発及び多剤耐性結核の発生を予防して治療成功率を向上させ、もって結核罹患率の低下を図ることを目的とする。

（実施主体）

第2条 本事業の実施主体は、保健所とする。

（対象者）

第3条 本事業の対象者は、治療を行う全結核患者（潜在性結核感染症を含む）とする。

（事業内容）

第4条 各区役所・支所は、「「結核患者に対するDOTS（直接服薬確認療法）の推進について」の一部改正について」（平成23年10月12日健感発第1012第5号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）に基づき、対象者に対し、次に掲げる事項を行う。

- (1) 治療中断リスクの評価
- (2) 個別患者支援計画の作成、評価及び見直し
- (3) 個別患者支援計画に基づく服薬支援
- (4) 治療成績評価及び服薬支援実施状況の評価

（実施方法）

第5条 治療中断リスク等の評価は、対象者との面接及び関係者からの情報収集により実施する。

- 2 服薬支援は、対象者の背景、実情に合わせた服薬確認方法により、リスクに応じた支援頻度で実施する。
- 3 前項の場合においては、各区役所・支所の保健師及び服薬支援看護師、地域DOTS事業協力薬局の薬剤師が、対象者に対し、直接又は入院・通院医療機関、入所施設若しくは訪問看護等の関係機関と連携して実施する。

- 4 各区役所・支所等は、服薬支援を行うために必要な対象者の結核菌検査情報及び通院状況等の把握を行う。

(服薬支援実施状況の評価)

第6条 各区役所・支所等は、別に定めるコホート検討会実施マニュアル（以下「マニュアル」という。）に基づき、各対象者についてコホート検討会を実施し、服薬支援実施状況等の評価を行う。

- 2 保健所は、年1回以上京都市コホート検討会（DOTS大会）を実施し、各区役所・支所の服薬支援実施状況の報告をもとに、支援事例の検討、共有等を図る。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(関係要領の廃止)

- 2 この要綱の施行に伴い、京都市ど～どすDOTS事業地域DOTS実施要領は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成21年11月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(関係要領の廃止)

- 2 この要綱の施行に伴い、京都市版地域DOTS事業（ど～どすDOTS事業）実施要領は、廃止する。

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 3年4月1日から施行する。